



新潟県公報

平成26年
3月31日(月)
号外
第33号

目次

規 則

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の制定..... 1
- 建築基準法施行細則の一部改正..... 2

告 示

- 県道の路線認定に関する告示の一部改正..... 2
- 同..... 3
- 同..... 3
- 同..... 4
- 同..... 4
- 同..... 4
- 水防管理団体の指定に関する告示の一部改正..... 5

公 告

- 農地中間管理事業の推進に関する法律第4条の規定による農地中間管理機構の指定..... 5

人 事 委 員 会

- 職員の給料等の支給に関する規則の一部改正..... 5

規 則

新潟県規則第二十九号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

新潟県知事 福田 富一

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(耐震改修の計画の認定申請書に添付する書類)

第二条 省令第二十八条第二項の規定により知事が定める書類は、建築物の耐震診断並びに耐震改修の計画に関する判定及び評価を行うことができる機関として知事が定めるもの（以下「第三者判定機関」という。）が、当該建築物について耐震改修の計画が法第十七条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類とする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定申請書に添付する書類)

第三条 省令第三十三条第一項の規定により知事が定める書類は、建築士が、当該建築物について、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十六項の規定による検査済証（以下「検査済証」という。）の交付後においてもなお耐震関係規定に適合していることを証する書類とする。

2 省令第三十三条第二項第一号の規定により知事が定める書類は、第三者判定機関が、当該建築物について法第二十二條第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類とする。

3 省令第三十三条第二項第二号の規定により知事が定める書類は、省令第五条第一項各号に掲げる者が、当該建築物について検査済証の交付後においてもなお法第二十二條第二項の国土交通大臣が定める基準に適合

していることを証する書類とする。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請書に添付する書類)

第四条 省令第三十七条第一項第三号の規定により知事が定める書類は、第三者判定機関が、当該区分所有建築物について法第二十五条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類とする。

(要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の報告書に添付する書類)

第五条 省令附則第三条において準用する省令第五条第四項の規定により知事が定める書類は、第三者判定機関が、当該建築物について耐震診断の結果を証する書類とする。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に要緊急安全大規模建築物の所有者が省令第五条第一項各号に掲げる者に耐震診断を行わせた場合(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成二十五年国土交通省令第八十七号)附則第二条の規定により同項各号に掲げる者に耐震診断を行わせたものとみなす場合を含む。)における第五条の規定の適用については、同条中「第三者判定機関」とあるのは、「第三者判定機関、省令第五条第一項各号に掲げる者その他知事が別に定める者」とする。

栃木県規則第三十号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和三十二年栃木県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。
第二十一条の二の表一の項中「、岩舟町」を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月五日から施行する。

(建築課)

告 示

栃木県告示第百五十三号

県道の路線認定に関する告示(昭和三十六年栃木県告示第二百六十四号)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月五日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

表中

一三〇	静和停車場線	下都賀郡岩舟町 静和停車場			を
		岩舟小山線交点			
一三〇	静和停車場線	栃木市 静和停車場			に
		岩舟小山線交点			
一三三	岩舟停車場線	下都賀郡岩舟町 岩舟停車場			を
		桐生岩舟線交点			

一三三	岩舟停車場線	栃木市 岩舟停車場 桐生岩舟線交点			に
一六〇	和泉間々田線	下都賀郡岩舟町大字和泉 小山市間々田	栃木市		を
一六〇	和泉間々田線	栃木市岩舟町和泉 小山市間々田			に
二五四	静藤岡線	下都賀郡岩舟町大字静 栃木市藤岡町甲			を
二五四	静藤岡線	栃木市岩舟町静 栃木市藤岡町甲			に改

める。

栃木県告示第百五十四号

県道の路線認定に関する告示（昭和三十七年栃木県告示第六百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月五日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

表中

一	栃木藤岡線	栃木市万町 栃木市藤岡町藤岡	下都賀郡岩舟町		を
一	栃木藤岡線	栃木市万町 栃木市藤岡町藤岡			に改

める。

栃木県告示第百五十五号

県道の路線認定に関する告示（昭和四十九年栃木県告示第二百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月五日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

表中

二八二	中岩舟線	佐野市中町			を
		下都賀郡岩舟町			
二八二	中岩舟線	佐野市中町			に改
		栃木市岩舟町新里			

める。

栃木県告示第百五十六号

県道の路線認定に関する告示（昭和五十二年栃木県告示第百七十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月五日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

表中

二九四	桐生岩舟線		足利市 佐野市	起点 群馬県桐生市	を
		下都賀郡岩舟町			
二九四	桐生岩舟線		足利市 佐野市	起点 群馬県桐生市	に改
		栃木市			

める。

栃木県告示第百五十七号

県道の路線認定に関する告示（昭和六十一年栃木県告示第二百七十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月五日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

表中

三一〇	岩舟小山線	下都賀郡岩舟町			を
		小山市			
三一〇	岩舟小山線	栃木市岩舟町和泉			に改
		小山市			

める。

栃木県告示第百五十八号

県道の路線認定に関する告示（平成六年栃木県告示第二百三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月五日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

表中

三三四	栃木佐野線	栃木市	下都賀郡岩舟町	を
		佐野市		
三三四	栃木佐野線	栃木市		に改
		佐野市		

める。

(道路保全課)

栃木県告示第百五十九号

水防管理団体の指定に関する告示（昭和四十四年栃木県告示第五百二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月五日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

二町村の項中「岩舟町」を削る。

(河川課)

公 告

○農地中間管理事業の推進に関する法律第4条の規定による農地中間管理機構の指定

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により、次の法人を農地中間管理機構として指定したので、同法第5条第1項の規定により公告する。

平成26年3月31日

栃木県知事 福田 富一

- 名称及び住所
公益財団法人栃木県農業振興公社
栃木県宇都宮市一の沢二丁目2番13号
- 農地中間管理事業を行う事務所の所在地
栃木県宇都宮市一の沢二丁目2番13号
- 農地中間管理事業の開始の日
平成26年4月1日

(経営技術課)

人 事 委 員 会

栃木県人事委員会規則第十四号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正

する。

別表第一精神保健福祉センターの項(1)中「職員」の下に「(2)に掲げる職員並びに」を加え、同項(2)中「限る。」の下に「及び主として精神障害者の相談、指導、判定又は検査の業務に従事する職員（保健師及び看護師等を除き、管理職員に限る。）」を加え、同表とちぎりハビリテーションセンターの項(4)中「生活指導員」の下に「(9)に掲げる職員を除く。」を加え、同項(9)中「及び心理判定業務に従事する職員」を「心理判定業務に従事する職員及び生活指導員」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。